

日光サーキット見舞金制度について

日光サーキットを走行するにあたり、参加者及び関係者の方には万一の事故に備え『日光サーキット見舞金制度』への加入を義務付けております。

1. 補償の対象

- ・コース上で他の車輛と追突した際のご本人の怪我
- ・コース上で他の車輛にはねられた際のご本人の怪我
- ・コース上の壁、ガードレールなどに追突した際のご本人の怪我
- ・パドック内で車輛と追突した際のご本人の怪我 等

※車輛の破損、コース内の備品（クラッシュパッドカバー、ガードレール等）の破損には一切適用しておりませんのでご注意ください。

※加入されていない方の事故におかれましては、一切補償されません。

同乗者・スタッフの方も加入をお願い致します。

2. 加入費用

お一人様 500 円(非課税) 当日のみ有効となります

3. 加入方法

走行が始まる前に見舞金加入者名簿（参加者・同乗者・スタッフ等の名前が書かれたもの）をサーキット受付にご提出下さい。

4. ご用意いただくもの

- ・見舞金制度加入金 500 円×人数分
- ・見舞金加入者名簿

※名簿の書式に指定はございませんが、フルネーム（本名）でのご記入をお願い致します。

5. 補償金額

- ・死亡 300 万
- ・後遺障害 最大 300 万
- ・入院 日額 4000 円

※入院以上の怪我での適用となります。通院のみは補償の対象となりませんのでご注意ください。

6. 補償内容

A. 死亡見舞金

事故の日から、その事故が原因で 180 日以内に死亡した場合見舞金 300 万円が支払われる。

B. 後遺障害見舞金

事故の日から、その事故が原因で 180 日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて見舞金（最高補償額 300 万円）が下記割合で支払われる。

1. 終身自由を行うことができない場合	100%
2. 両方の目が見えなくなった場合	100%
3. 腕または足（関節より上部）をなくした場合	60%
4. 両方の耳が聞こえなくなった場合	80%
5. ソシャクまたは言語の機能をなくした場合	100%
6. 片方の目が見えなくなった場合	60%
7. 鼻をなくした場合	15～30%
8. 片方の手の親指（指関節より上部）をなくした場合	20%
9. 片方の耳が聞こえなくなった場合	30%
10. 片方の耳をなくした場合	3～15%
11. 片方の人差し指をなくした場合	8%
12. 足の親指をなくした場合	10%
13. 親指・人差し指以外の手の指を 1 本なくした場合	10%
14. 親指以外の足の指を 1 本なくした場合	5%

上記の各号に該当しない障害については、見舞金制度加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に棄損された程度に応じて、かつ上記各号の区分に準じて 50%以内で見舞金が支払われる。

C. 入院見舞金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するときに支払われる見舞金で平常の業務従事することができるようになるまで 1 日について入院の場合には、4000 円が支払われる。

D. その他の規定

1. 入院見舞金の支払いは 180 日を限度とする
2. 事故による障害について後遺障害見舞金と重ねて支払われる場合は、その合算額が支払われる
3. 健康保険、労災保険その他の給付には関係なく見舞金は支払われる

E. 見舞金請求についての必要書類

1. 障害の程度を証明する所定の医師の診断書
2. 全治したときの治癒証明書 -傷害事故の場合
3. 死亡診断書および戸籍謄本 -死亡事故の場合
4. 競技長の事故確認書 -障害、死亡とも